

FAX (088-624-8258)

(公社) 建設荷役車両安全技術協会徳島県支部 行

令和3年度 研修受講仮申込書 (兼申込書送付依頼書)

研修・教育・講習の別	実施日	会場
検査業検査員資格取得研修 (フォークリフト/B:21h・C:18h)	7月8~10日	ポリテクセンター徳島

受講希望者

所属事業場			
受講申込書送付先			
連絡先 (TEL・FAX)	TEL	FAX	担当 ()
受講希望者氏名	受講コース	資格	経験年数
	<input type="checkbox"/> B (21時間) <input type="checkbox"/> C (18時間)	(表1)の記号を記入。 ()	(年)

(表1) 受講資格 (受講者の取得済み資格及び経歴を証明する書類等が必要です。)

取得済みの資格		必要な 経験年数	コース区分		記号		
			B	C			
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	運輸装置科 又は、産業機械工学科の指導員訓練修了者	1年以上		○	ア		
	建設機械科機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者			○	イ		
	建設機械整備科の訓練修了者			○	ウ		
	建設機械整備に係る1級 又は、2級の技能検定合格者			○	エ		
	産業車両整備に係る1級 又は、2級の技能検定合格者	不要	●	●	オ		
1級四輪自動車整備士	1年以上	○	—	カ			
2級ガソリン自動車整備士		○	—	キ			
2級ディーゼル自動車整備士		○	—	ク			
厚労省労働基準局長が認める者	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 又は、 3級自動車ディーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	○	—	ケ	
	特定自主検査 検査業者 検査員資格 保有者	車両系荷役 運搬機械	フォークリフト	◎	◎	コ	
			不整地運搬車		○	サ	
		車両系建設 機械	整地・運搬積み用、掘削用 及び解体用	1年以上		○	シ
			基礎工事用			○	ス
			締固め用			○	セ
	コンクリート打設用		○		ソ		
	高所作業車		○		○	タ	

※ コース区分欄が、空欄、◎、●の部分は、当該保有資格で受講可能なコースです。

※ ◎は、検査資格取得済みです。また、●は、13時間コースを受講できます。

(裏面)

(参 考)

「受講の資格・経験年数別研修時間数一覧（検査業者所属検査者用）」

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修時間数一覧表

科 目		範 囲	研 修 時 間			
			35Hr	21Hr	18Hr	13Hr
学 科 研 修	当該機械の検査に必要な一般的事項に関する知識	当該機械の種類及び構造	2	2	2	-
		原動機の種類及び構造	2	-	-	-
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	4	-	-	-
		作業（荷役）装置、油圧装置	4	4	4	-
		ブレーキ（制動）装置、電気系統、安全装置	2	2	2	-
	当該機械の検査の方法に関する知識	分解及び組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用法、各部分の異常の有無の判定方法	4	4	2	4
	関 係 法 令	法、令及び安衛則中の関係条項、当該機種の種類及び構造規格	2	2	1	2
小 計			20	14	11	6
実 技 研 修	当該機械の検査の方法〔分解・組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用法及び判定を行うこと〕	原動機	3	-	-	-
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	5	-	-	-
		作業（荷役）装置、油圧装置	4(3)	4(3)	4(3)	- (3)
		ブレーキ（制動装置）、電気系統、安全装置	3(4)	3(4)	3(4)	- (4)
小 計			15	7	7	7
研 修 時 間 合 計			35	21	18	13

○今回の研修は、網掛け部分を除くコースです。

※1 各欄の数値は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を表します。

※2 今回は、21時間コースのカリキュラムで実施しますので、18時間コースの方には、3時間多く受講していただくことについて、あらかじめ御了承願います。

※3 経験年数とは、受講に必要な当該機械の点検・整備の経験年数を表します。

※4 取得済みの資格が指定されている場合の経験年数は、資格取得後の必要経験年数になります。〔 〕内の経験年数は、設計又は工作の経験年数を表します。

※5 既に「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」の特定自主検査検査員資格を有する者は、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）」の特定自主検査検査員資格を有しているものとみなされます。

※6 複数の事業場での経験年数を合算することで必要経験年数（受講資格）をクリアする場合には、該当する全ての事業場の経験年数を証する書類が必要になります。

※7 既に当該機械に関する検査員資格を有する者が、改めて受講する場合は、建荷協発行の資格証（修了証）の写しを添付してください（定員超えの場合は調整します）。

※8 「検査業者検査員資格取得のしおり」の2ページの○印は、取得済みの資格で特自検は行えますが、適正な記録のため、実務研修（記録表作成）の受講をお勧めします。